



長野県告示第408号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行いました。

平成16年6月28日

長野県知事 田中康夫

1 指定居宅サービス事業者

(1) 通所介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
デイサービスセンターながでんハートネット 桜枝町	長野市桜枝町823番地1	平成16年6月16日
シオンの家	北佐久郡御代田町塩野500番地21	〃 〃
デイサービスセンター「メイプル」	飯田市大通1丁目30番2号 シュガーランドビル1F	〃 〃

(2) 福祉用具貸与

事業所の名称	所在地	指定した年月日
綿半レンタル松本店	松本市鎌田2丁目2番1号	平成16年6月16日

2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称	所在地	指定した年月日
居宅介護支援事業所なずな	南佐久郡北相木村京の岩1044番地	平成16年6月16日

高齢福祉課

長野県告示第409号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成16年6月28日

長野県知事 田中康夫

1 解除に係る保安林の所在場所

松本市大字里山辺字千鹿頭5204の5

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

森林保全課

道路用地とするため

森林保全課

長野県告示第411号

次の保安林を解除予定保安林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。

平成16年6月28日

長野県知事 田中康夫

1 解除に係る保安林の所在場所

松本市大字里山辺字千鹿頭5204の5

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

道路用地とするため

森林保全課

長野県告示第410号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成16年6月28日

長野県知事 田中康夫

1 解除に係る保安林の所在場所

上高井郡高山村大字牧字日影山2875の36、字狐石870の2・870の4・870の5（以上3筆国有林）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

長野県告示第412号

森林造成事業補助金交付要綱（昭和49年長野県告示第481号）の一部を次のように改正し、平成16年度の補助金から適用します。

平成16年6月28日

長野県知事 田中康夫

第10中「岡谷市」を「東御市」あつては上小地方事務所、岡谷市

に、「更埴市」を「千曲市」に改める。

別表の森林環境保全整備事業の項中「する団体」を「する者（以下「特定非営利活動法人等」という。）、同条第8号に規定する団体」に、「森林所有者を除く。）」を「森林所有者及び森林組合その他の林業事業体を除く。）」又は特定非営利活動法人等に、「森林整備法人、森林所有者」を「森林整備法人、特定非営利法人等、森林所有者」に、「受けた者が市町村森林整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する査定経費」を「受けた者が市町村森林整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費」に改め、同表の森林居住環境整備事業の項中「森林整備法人」の次に「、特定非営利活動法人等」を加え、同表の県単造林事業の項中「財産区」を「地方公共団体（市町村を除く。）」に改め、「生産森林組合」の次に「、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林施業計画の認定を受けた者」を加え、同項の次に次のように加える。

郷土のみどり再生支援事業	地方公共団体（市町村を除く。）、森林組合、生産森林組合、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林施業計画の認定を受けた者又は森林所有者が行う広葉樹人工造林事業に要する経費	別に定める額
--------------	---	--------

別表の里山整備実行支援対策事業の項中

「 集落で支える里山整備支援事業	3 つる切り事業 別に定めるところにより知事が適当と認める者が行うつる切り事業に要する経費	10分の3以内
---------------------	--	---------

を

「 集落で支える里山整備支援事業	3 つる切り事業 別に定めるところにより知事が適当と認める者が行うつる切り事業に要する経費	10分の3以内
里山道再整備事業	地方公共団体、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林施業計画の認定を受けた者又は森林所有者が行う作業路の補修に要する査定経費	10分の4以内
広葉樹転換促進事業	市町村が広葉樹の育成のために行う不要木の除去及び処理に要する経費	2分の1以内

に改める。

森林保全課

長野県告示第413号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年 6月28日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
千曲都市計画緑地 2 上山田中央緑地
- 2 位置
千曲市大字上山田字高河原、字向河原及び字前河原地
- 3 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び千曲市役所

都市計画課

長野県告示第414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成16年7月13日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年6月28日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊那生田飯田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
駒ヶ根市東伊那2384番の3地先から 駒ヶ根市東伊那325番の1地先まで	旧	3.4~13.8 ^m	0.8434 ^{km}
		11.4~29.3	0.7182
同 上	新	11.4~30.5	0.7182

道路維持課

長野県告示第415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成16年7月13日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年6月28日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 青木東郷線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
飯田市鼎中平1946番の2地先から 飯田市鼎下山831番の1地先まで	旧	4.0~24.0 ^m	0.6291 ^{km}
		8.5~24.0	0.6291
同 上	新	8.5~24.0	0.6291

道路維持課

長野県告示第416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成16年7月13日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年6月28日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 青木東郷線
- 2 供用を開始する区間
飯田市鼎中平1946番の2地先から
飯田市鼎下山831番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成16年6月28日

道路維持課

選告示第41号

昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部を次のとおり改正します。

平成16年6月28日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

35,463	35,434
362,185	361,943
12,086	12,060
16,881	16,892
21,000	20,992
12,646	12,610
25,472	25,472

	19,086		19,064	
	11,196		11,169	
	15,161		15,158	
	26,843		26,878	
	9,899		9,883	
	11,297		11,282	
	7,076		7,079	
	15,325		15,290	
別表中	96,523	を	96,154	に改める。
	54,649		54,650	
	32,613		32,621	
	15,096		15,081	
	28,260		28,257	
	14,185		14,182	
	19,794		19,813	
	11,959		11,946	
	16,352		16,371	
	8,998		9,010	
	11,375		11,379	
	8,247		8,232	
	9,199		9,185	
	14,665		14,676	
	16,929		16,949	
	10,564		10,550	
	17,669		17,678	

選挙管理委員会

長野県議会告示第3号

政治倫理の確立のための長野県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程（平成7年長野県議会告示第1号）の一部を次のように改正します。

平成16年6月28日

長野県議会議長 古田 芙士

第4条及び様式第2号中「商品先物取引」を「先物取引」に改める。

調査課